

2020年8月18日

静岡労働局長 谷 直樹 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 篠原 光秋 様

静岡県労働組合評議会  
議長 菊池 仁

### 異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月4日、2020年度の最低賃金を現行のまま改正しないとす旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

中央最低賃金審議会は「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先されること等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とし、有額での答申は示さなかったが、「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する」と付記している。

今回の答申では、「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものであり、雇用を盾に労働者に物を言わず、痛みを押しつけるものである。雇用を守ることと最低賃金を引き上げることは、共に大切であると考えます。

私たちが実施した「キッチンとした生活ができる」ための最低生計費試算調査における静岡市の25歳単身男性の生計費、時間額1,419円を大幅に下回っており、「地域における労働者の生計費」に程遠いものです。現在、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こる中、最賃に貼り付いた賃金で生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。

また、神奈川県・愛知県では「1円引き上げ」の答申がでており、このままでは隣接県との地域間格差が、更に広がることとなります。静岡県でも首都圏への若年労働者の流出が続いています。これは、首都圏との最低賃金格差が、ひとつの理由となっています。しかし、最低生計費試算調査によると、地方も大都市も「差」がないことが証明され、最低賃金の地域間格差をなくすことが、地域経済の活性化に繋がります。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。